

随意契約理由及び比較見積省略理由書

工事名称：大阪府咲洲庁舎防犯カメラ増設工事

本工事は、咲洲庁舎敷地内の防犯対策を強化するため、防犯カメラを増設しカメラシステムへ映像信号を取り込む設備工事である。

本工事については、超高層ビル特有の複雑かつ広範囲に設置されているカメラ設備系統やシステム全般を熟知しており、防犯上重要な設備であるため機器への影響がないよう迅速かつ適切に工事を行なう必要がある。株式会社きんでんにおいては、カメラシステムの施工事業者でありシステム全般を熟知しており安全に施工できる唯一の者である。

以上の理由から、株式会社きんでんから見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とすることとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略するものです。